

奈良県告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、橿原市から大和都市計画地区計画（城殿町・栄和町地区）の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

奈良県知事 荒井正吾